いて同じ。）と送付しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2・3　（略）

（立入検査等）

第十一条　調査の事務に従事する者は、法第十五条第一項の規定により、第七条第一項から第四項までに規定する調査事項について、資料の提出を求め、又は必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

2　（略）

（行政記録情報等に基づく都道府県別結果表の作成及び送付）

第十三条　農林水産大臣は、作物統計を作成するため必要があると認めるときは、調査に代えて、法第二条第十項に規定する行政記録情報その他作物統計の作成に必要な情報（以下「行政記録情報等」という。）を利用することができる。

2　前項の規定により行政記録情報等を利用する場合には、地方農政局長、北海道農政事務所長及び沖縄総合事務局長は、行政記録情報等に基づき、都道府県別結果表を作成し、電子情報処理組織を使用して農林水産大臣に送付しなければならない。

3　前二項に規定するもののほか、行政記録情報等に基づく都道府県別結果表の作成及び送付に関し必要な事項は、農林水産大臣が定める。

電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と送付しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2・3　（略）

（立入検査等）

第十一条　調査の事務に従事する者は、法第十五条第一項の規定により、第七条第一項から第五項までに規定する調査事項について、資料の提出を求め、又は必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

2　（略）

（新設）

（全国結果表の作成）

第十四条　農林水産大臣は、第十二条第四項の規定により送付された都道府県別の集計結果及び都道府県別結果表並びに前条第二項の規定により送付された都道府県別結果表に基づき、調査の区分ごとに全国結果表を作成する。

（結果の公表）

第十五条　農林水産大臣は、前条の規定により作成した全国結果表の概要を都道府県別の集計結果の集計後速やかに、その詳細については逐次、公表する。

（関係書類の保存）

第十六条　農林水産大臣は、第十二条第四項の規定により送付された調査票の内容を収録した電磁的記録及び第十四条の規定により作成した全国結果表の内容を収録した電磁的記録を永年保存する。

2　地方農政局長、北海道農政事務所長及び沖縄総合事務局長は、第十二条第一項又は第三項の規定により集計を行つた都道府県別の集計結果を収録した電磁的記録を永年保存し、同条第一項若しくは第三項又は第十三条第二項の規定により作成した都道府県別結果表を調査の実施された年（次項において「調査年」という。）の翌年の一月一日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

3　（略）

（全国結果表の作成）

第十三条　農林水産大臣は、前条第四項の規定により送付された都道府県別の集計結果及び都道府県別結果表に基づき、調査の区分ごとに全国結果表を作成する。

（結果の公表）

第十四条　農林水産大臣は、前条の規定により作成した全国結果表の概要を都道府県別の集計結果の集計後速やかに、その詳細については逐次、印刷物により公表する。

（関係書類の保存）

第十五条　農林水産大臣は、第十二条第四項の規定により送付された調査票の内容を収録した電磁的記録及び第十三条の規定により作成した全国結果表の内容を収録した電磁的記録を永年保存する。

2　地方農政局長、北海道農政事務所長及び沖縄総合事務局長は、第十二条第一項又は第三項の規定により集計を行つた都道府県別の集計結果を収録した電磁的記録を永年保存し、同条第一項又は第三項の規定により作成した都道府県別結果表を調査の実施された年（次項において「調査年」という。）の翌年の一月一日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

3　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。